

[平成 24 年 4 月 1 日] 苦情処理規則に関する細則 一部改正

《133 ページ》

新	旧
<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(苦情処理に基づき和解が成立した場合の取扱い)</u></p> <p><u>第3条 本会は、この規則に基づき、会員等と顧客の間で財産上の利益の提供を伴う和解が成立したときは、当該和解に係る苦情が商品取引事故に該当するものであること及び当該和解が本会の苦情の処理に基づくものであることを確認した書面を作成し、会員等に交付するものとする。</u></p> <p><u>2 会員等は、前項の書面の交付を受けるときは、1件につき 10,000 円の手数料を本会に納めなければならない。</u></p>